

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第 1 申立て

処分行政庁は、申立人に対し、本案事件の第 1 審判決言渡しまで、司法書士法 4 7 条に基づく懲戒処分を仮にしてはならない。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、司法書士である申立人が、予定される不利益処分の内容を司法書士法 4 7 条 2 号による 3 か月の司法書士業務の停止として平成 2 2 年 2 月 2 4 日に処分行政庁の聴聞を受け、同年 3 月 2 4 日に処分行政庁から同年 4 月 2 0 日に処分書を交付する旨の告知を受けたため、当該業務停止処分（以下「本件処分」という。）は、懲戒事由に当たる事実がないにもかかわらずされるものであるか、処分行政庁に許された裁量権の範囲を逸脱する過重なものであって違法であり、かつ、申立人の信用を損ない、事実上廃業に追い込まれるという重大な損害を受けるおそれがあるなどとして、本件処分の差止めを求める訴えを提起し、これを本案として、本件処分の仮の差止めを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 司法書士法

ア 目的（1 条）

この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

イ 職責（2 条）

司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

ウ 会則の遵守義務（ 23 条）

司法書士は，その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない。

エ 司法書士に対する懲戒（ 47 条）

司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは，その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は，当該司法書士に対し，次に掲げる処分をすることができる。

(ア) 戒告（ 1 号）

(イ) 2 年以内の業務の停止（ 2 号）

(ウ) 業務の禁止（ 3 号）

オ 法務省令への委任（ 72 条）

この法律に定めるもののほか，この法律の施行に関し司法書士の試験，資格の認定，登録及び業務執行並びに協会の設立及び業務執行について必要な事項は，法務省令で定める。

(2) 司法書士法施行規則 26 条（依頼誘致の禁止）

司法書士は，不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。

(3) 東京司法書士会会則（疎乙 3）100 条（不当誘致行為の禁止）

会員は，不当な金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

3 前提事実

関係記録（本案事件記録を含む。以下同じ。）によれば，次の事実を一応認めることができる（関係する疎明資料等を各末尾に掲記する。）。

(1) 申立人は，平成 2 年 1 月 27 日に司法書士の資格を取得し，平成 6 年 1 2 月に司法書士登録を受け，現在，東京司法書士会に司法書士登録をしている。（疎甲 1，8，15，疎乙 2）

(2) 処分行政庁は、平成22年2月5日付け書面によって、申立人に対し、予定される不利益処分の内容を3か月の司法書士業務の停止、根拠となる法令の条項を司法書士法47条2号、不利益処分の原因となる事実を別紙のとおり、聴聞の期日を同月24日午後1時として、司法書士法49条3項の規定に基づき聴聞を行う旨の通知をした上で、同日、申立人に対する聴聞を実施した。(疎甲1)

(3) 処分行政庁は、平成22年3月24日、上記(2)の聴聞に係る処分書を交付する日を同年4月20日とする旨、申立人に告知した。(争いのない事実)

(4) 申立人は、平成22年3月30日、当裁判所に対し、本件処分の差止めを求める本案の訴えを提起した。(顕著な事実)

4 争点

行政事件訴訟法37条の5によれば、本案訴訟(差止めの訴え)の提起があった場合において仮の差止めが認められるためには、処分がされることにより生ずる「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があること(同条2項)、本案について理由があるとみえるときであること(同項)を要し、また、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときはこれをすることができないとされているところ(同条3項)、次のとおり、本件申立てがこれらの要件を満たしているか否かが本件における争点となる。

(1) 償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があるか否か。

(2) 本案について理由があるとみえるときに当たるか否か。

(3) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか否か。

5 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)(償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があるか否か。)について

(申立人)

ア 申立人は、平成6年12月に司法書士の登録を受けた後、司法書士業務

を15年にわたり続けている。

司法書士の業務内容は書類作成，登記業務が中心となり，報酬も司法書士報酬基準が平成14年に撤廃されたものの，それ以後も当該基準に準じて定める場合が多く，どの司法書士に依頼してもほぼ同様の報酬になる場合が多い。このように業務内容・報酬の両面で他の司法書士と差別化しにくい業界において，最も重要なのが社会的評価や信用である。それゆえ，いったん懲戒処分，しかも，業務停止という重い処分を受けそれが公表されてしまうと，申立人の社会的評価や信用に重大な影響を及ぼし，信用が顧客獲得の重要部分を占めている司法書士業界において，申立人の司法書士生命を奪うことになりかねない。

イ 申立人には，いわゆる飛び込みの顧客というものがほとんどおらず，その業務のほぼ100%が以前勤めていた生命保険会社の知人や，金融機関，葬儀会社等からの継続的な紹介に基づくものである。業務停止となった場合には，これらの企業・金融機関等からの顧客の紹介が途絶えるだけでなく，競争の激しい司法書士業界において，いったん信用を失った後に再び顧客の紹介を受けることは極めて困難である。そうすると，飛び込みの顧客がいない申立人としては，仮に懲戒処分を受け，業務停止期間が終了しても，事実上司法書士としての業務ができない状況に追い込まれることになる。このことは，本件処分が実質的には懲戒処分として最も重い業務禁止処分に匹敵することを意味する。

したがって，本件処分がされると，申立人は信用を失う結果，仮に司法書士としての業務を再開できたとしても，顧客の紹介を受ける関係先を失い，新規の顧客獲得も極めて困難となるため，申立人は事実上廃業を余儀なくされる。また，収入も途絶えるため，申立人の生活も困窮することになるのは明白である。

ウ このような償うことのできない損害を生じさせる本件処分は，平成22

年4月20日に差し迫っており、仮の差止めをすべき緊急の必要性が存在する。

エ 相手方は、申立人の顧客が縁故者等からの紹介によるものというのであれば、本件処分に至る経緯等を十分説明することにより、信頼を回復することが可能であるなどというが、それは理想論にすぎない。

確かに縁故者が申立人を普段から好意的にみている親戚・友人等であれば、十分説明することによって信頼を回復することが場合によっては可能かもしれない。しかしながら、申立人が依頼を受けているのは、金融機関や企業であり、そのようなビジネスの世界において、他に司法書士がいくらでもいる現状では、仮に当該懲戒処分が事後的に取り消されたとしても、いったん業務停止になった司法書士をわざわざ使おうとする者は存在しない。当該金融機関あるいは企業自体が一度懲戒処分を受けた司法書士を顧客に紹介することは信用問題にかかわるからである。

したがって、3か月の業務停止とする本件処分を受けることは、申立人にとって正に司法書士生命にかかわる問題なのであり、これにより生じる損害は償うことのできない損害といえる。

(相手方)

ア 司法書士法の目的(同法1条)を達成するため、同法47条以下には、不当誘致行為(司法書士法施行規則26条において禁止されている不当な手段によって依頼を誘致するような行為をいう。以下同じ。)のような行為について戒告、2年以内の業務停止又は業務禁止の処分を可能とする規定が置かれており、当該処分によって当該司法書士に一定の損害が生じるおそれがあるとしても、そのことから直ちに同処分の差止めが認められることになれば、司法書士法が予定する公益目的の実現が著しく害されることは明らかである。

イ 本件処分は3か月の業務停止処分であり、この間司法書士としての業務

をすることができないものの、その期間等に照らし、申立人の司法書士生命を奪うようなものであるということとはできないし、申立人の主張する「社会的評価や信用に重大な影響」とは具体的にどのような影響をいうのか明らかではなく、その主張をもっても申立人の司法書士生命を奪うことになりかねないということは困難である。申立人は、その顧客が縁故者等からの紹介によるものであるというのであり、そうだとすれば、本件処分に至る経緯などを十分に説明することにより、信頼を回復することは可能であり、それが不可能あるいは著しく困難であると直ちにいうことはできない。申立人は、極端な事態を抽象的かつ何らの根拠もなく主張しているにすぎず、その主張に理由はない。

また、収入の点は、経済的損害にすぎず、本件処分がされた後、万が一その取消しの訴えが認容された場合であっても、その損害は、社会通念上その後の金銭賠償による回復をもって満足させるとすることもやむを得ない性質のものというべきである。

ウ したがって、償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があるということができないことは明らかである。

(2) 争点(2)(本案について理由があるとみえるときに当たるか否か。)について

(申立人)

ア 処分行政庁は、別紙のとおり的事実に基づき、申立人の行為を不当誘致行為に当たるものとして、司法書士法47条による懲戒処分を行う蓋然性が極めて高いが、申立人がAに支払った業務協力費は、Aが申立人の業務について負担した費用を支払うものであり、いわゆるリベートではない。それにもかかわらず、これをリベートであると誤認してされる本件処分が違法であることは明らかである。申立人は、迅速なサービスの提供が可能である点、司法書士報酬が一般的な水準より低く設定できる点において、

Aが従来依頼していた司法書士に比べて市場競争力に優れていたため、業務提携に至ったのであり、この業務提携は、司法書士法施行規則26条の趣旨にかなないこそすれ、これに反するものではない。

イ また、仮に、この業務協力費がリベートに当たるとしても、他の懲戒事例との比較において3か月の業務停止は重きに失するし、複数の他の司法書士が同じ相手に対し、同じ期間、同じ内容の業務協力費の支払をした事実があるのに、申立人のみが本件処分を受け、処分行政庁は当該他の司法書士を不処分とすることを明らかにしていることや、申立人が業務協力費のリベート該当性について東京司法書士会に照会したものの、その後約1年が経過するまで回答がなかったという事情があること等を考慮すれば、3か月の業務停止という本件処分は裁量権の範囲を逸脱するものであり、違法である。

ウ さらに、上記(1)において主張したところによれば、申立人に重大な損害を生じ、その損害は、事実上、申立人を司法書士業務廃業に追い込んでしまうというものであるから、当該損害を避けるために他に適当な方法がない。

エ したがって、本案には十分な理由があり、本案について理由があるとみえるときに当たることが明らかである。

(相手方)

ア 司法書士法施行規則26条が不当誘致行為を禁止しているのは、次のような理由による。すなわち、平成14年法律第33号による司法書士法の改正により、各司法書士が自由に報酬の額を定めることができるようになり、個々の司法書士及び司法書士法人において、良質なサービスを維持しつつ、合理化に向けた努力によって利用者に対しより低廉なサービスを提供することが求められるようになった。これを実現するためには、司法書士間の公正な競争を確保することが不可欠であるが、司法書士が顧客の紹

介を受けたことに対する謝礼等の金員を紹介者に支払う行為が行われることとなれば、司法書士間の公正な競争を妨げ、資質の向上による低廉なサービスの提供を困難なものとし、ひいては、登記、供託及び訴訟等に関する手続を円滑かつ適正に行うことができなくなるおそれがある。そこで、同条はそのような誘致行為を禁止することとしたものである。

イ 申立人は、個人あるいは本件法人の代表者として、Aとの合意に基づき、Aから相続登記業務等に関し顧客の紹介を受け、顧客から受け取った報酬額の20%に相当する金員をAに支払っていたものであるところ、Aがした業務の内容のいかんを問わず、申立人が顧客から受け取った報酬額の一定割合をAに支払う報酬の額として定めていたことに照らすと、Aに支払われた報酬は、Aがした業務に対する対価ではなく（申立人は、Aに対する負担費用分の支払であるとも主張するが、申立人が負担費用分として説明する内容は、これを申立人が負担する必要があるのか疑問があるばかりか、その点をおいても、いずれの費用も、申立人が顧客から受ける報酬額によって左右されるものでなく、当該報酬額の20%相当額を一律に支払うという方法は、上記負担費用分の清算方法として到底合理的なものとはいえない。）、申立人がAから顧客を紹介してもらったことに対する謝礼とみるほかない。申立人の上記行為は、不当誘致行為に該当することが明らかであり、司法書士制度の根幹にかかわる重大な違反行為であるばかりか、それが長年にわたり続けられ、支払われた額も相当額に上ると考えられることからすれば、十分に悪質な行為というべきであって、3か月の業務停止という本件処分は相当であり、過重なものとはいえない。

ウ 本件処分に向けた手続は適正に行われており、違法は何ら存しないし、本件処分は、もとより処分要件の認定及び要件が存した場合の処分の選択について処分行政庁に裁量を与えられているものであるから、その処分について裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合に限り、違法と評価され

るものであるところ，申立人の行為が十分に悪質な行為であることに照らして，本件処分をすることが処分行政庁の裁量権の範囲の逸脱又は濫用を来すものではないことは明らかであって，本案について理由があるとみえるときに当たるとはいえない。

(3) 争点(3)(公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか否か。)について

(相手方)

本件は，申立人が長年にわたり不当誘致行為を繰り返してきたという悪質な事案であり，この不当誘致行為は，司法書士制度の根幹である業務の適正を揺るがすものであり，重大な違反であることが明らかである。このような事案において，本件申立てが認められることとなれば，処分行政庁に司法書士に対する懲戒権限を付与した司法書士法の趣旨が没却され，司法書士制度や司法書士に対する国民の信頼を失わせることとなるのは明らかである。

したがって，本件申立てを認めることとなれば，公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれを生じさせるものというべきである。

(申立人)

本件処分を仮に差し止めたとしても，申立人が司法書士業務を継続することができること以外に何らの影響も生じないから，公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれはない。

申立人が長年にわたり不当誘致行為を繰り返してきた事実がないことは，既に主張したとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があるか否か。)について

(1) 行政事件訴訟法は，本案判決前における仮の救済に関し，行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については，民事保全法による仮処分を排除

し(同法44条),取消訴訟及び無効等確認の訴えが本案となる場合について,執行停止(処分の効力,処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をいう。以下同じ。)の制度を定め(同法25条ないし29条,38条3項),義務付けの訴え及び差止めの訴えが本案となる場合について,それぞれ仮の義務付け及び仮の差止めの制度を定めている(同法37条の5)。そして,執行停止においては,積極要件として「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」(同法25条2項)との要件を,消極要件(執行停止が否定される要件)として「本案について理由がないとみえるとき」(同条4項)との要件を定めているのに対し,仮の義務付け及び仮の差止めにおいては,積極要件につき「重大な損害」に代えて「償うことのできない損害」を掲げるとともに,「本案について理由があるとみえるとき」をも積極要件とし(同法37条の5第1項,第2項),執行停止よりも厳格な要件を定めている。このように,仮の救済の制度の中でも,仮の義務付け又は仮の差止めにつき,より厳格な要件が定められているのは,これらが,本案の厳格な要件の審査を経て行政庁が具体的な処分をすべきこと又はすべきでないことを命ずる本案判決の前に裁判所が仮にこれを命ずる裁判でありながら,実質的には本案訴訟の裁判と同様の内容を仮の裁判で実現するものであることによるものと解される。

そうすると,仮の差止めは,処分がされた後の執行停止又は損害賠償等によるのでは救済の実を挙げるできない場合に,その処分がされることにより生ずる損害をあらかじめ避けるために認められるものであって,処分がされることにより生ずる「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があると認められるためには,当該処分により生ずる損害の回復の困難の程度を考慮し,当該損害の性質及び程度並びに当該処分内容及び性質をも勘案して(同法37条の4第2項参照),処分後の執行停止又は損害賠償等の事後の救済手段によるのでは救済が著しく困難又は不相当であることが一応認められる必要があると解すべきである。

そこで、こうした観点から、申立人において、行政事件訴訟法37条の5第2項所定の仮の差止めの要件として、処分がされることにより生ずる「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があると認められるか否かを検討する。

(2) この点、申立人は、司法書士の業務内容は書類作成、登記業務が中心となり、どの司法書士に依頼してもほぼ同様の報酬になる場合が多く、業務内容・報酬の両面で差別化しにくい業界において、最も重要なのは社会的評価・信用であるところ、業務停止という重い処分を受けてそれが公表されてしまうと、申立人の社会的評価・信用に重大な影響を及ぼし、申立人の司法書士生命を奪うことになりかねない、申立人は、いわゆる飛び込みの顧客がほとんどおらず、その業務のほぼ100%が以前勤めていた生命保険会社の知人や、金融機関、葬儀会社等からの継続的な紹介に基づくものであるところ、業務停止となった場合、これらの紹介が途絶えるばかりか、いったん信用を失った後に再び顧客の紹介を受けることは極めて困難であり、本件処分を受けると、これによる業務停止期間が終了しても、事実上司法書士としての業務ができない状況に追い込まれることになるなどと主張している。

しかし、関係記録によれば、司法書士報酬基準が平成14年に撤廃され、現在、司法書士は自由に報酬の額を定めることができるものと認められるところであり、申立人自身、平成22年4月8日付け相手方意見書に対する反論書において、Aとの業務提携に至る経緯について、申立人が司法書士報酬を一般的な水準より低く設定できる点等で市場競争力に優れていたからであると説明していること等にかんがみても、報酬面で他の司法書士と差別化することが困難であるとの申立人の主張をにわかに認めることはできない。また、司法書士法47条に定められた司法書士に対する懲戒処分には、戒告及び2年以内の業務の停止のほか、業務の禁止があるところ、3か月の業務停止の処分は、業務の禁止の処分よりも軽いことは明らかであり、さらに、

最長期を2年とする業務停止の処分の中でも、比較的軽い処分ということができるのであって、業務停止の期間が経過すれば当然に業務を再開することができること（期間を定めて業務停止とするとの処分には、その内容それ自体によって、業務停止とされた期間が経過すれば業務を再開できるとの趣旨が表示されているともいうことができる。）にかんがみても、司法書士が3か月の業務停止の処分を受けた場合、当該処分を受けることによって、後述のとおりその社会的評価・信用の低下を来すことがあることは格別、直ちにその司法書士生命を奪われる結果に至るとは認めることができない。そして、申立人は、この点について特段の事情があることの主張も疎明もしていないから、結局、本件処分によって申立人の司法書士生命が奪われる結果を来すとは認められない。申立人の上記の主張は理由がないといわざるを得ない。

また、申立人の上記の主張を前提としても、その顧客のほとんどは、以前勤めていた生命保険会社の知人や、金融機関、葬儀会社等からの継続的な紹介に基づくものであるというのであるから、その顧客の相当程度は縁故による紹介であるとうかがえるところ、申立人が3か月の業務停止の処分を受けることによってそうした人間関係が直ちに途絶するとはにわかに認められない。この点、申立人は、申立人が依頼を受けているのは、金融機関や企業であり、そのようなビジネスの世界において、他に司法書士がいくらでもいる現状では、仮に当該懲戒処分が事後的に取り消されたとしても、一度懲戒処分を受けた司法書士を顧客に紹介することは信用問題にかかわるから、いったん業務停止になった司法書士をわざわざ使おうとする者は存在しないなどと主張している。しかし、申立人が従来、具体的にどのような関係に基づきどのような顧客の紹介を受けていたのかをつまびらかにする疎明資料は見当たらないところ、前示第2の5(2)(申立人)アのとおり、申立人は司法書士報酬が一般的な水準より低く設定できる点等においてAが従来依頼していた司法書士に比べて市場競争力に優れていたというのであり、また、本件処

分において、申立人がした司法書士としての業務そのものの内容に遺漏があるとといったことが問題とされているわけではないことにかんがみても、申立人が依頼を受けていたのが金融機関や企業であるとの一事から、本件処分を受けることによって、今後、申立人が顧客の紹介を一切受けられなくなるとはにわかに認められない（さらに、申立人は、これまでのところいわゆる飛び込みの顧客はほとんどいない旨を主張しているところ、このことを逆にいえば、飛び込みの顧客を取るまでもなく業務を続けることができている可能性が高いところ、そうだとすれば、今後、飛び込みの顧客を取るようになることも考えることができるのであって、そうする上で支障となる事情があることの疎明はない。）。そうすると、本件処分による業務停止期間が終了しても、事実上司法書士としての業務ができない状況に追い込まれることになるとの申立人の主張は、その前提を欠き失当であるといわざるを得ず、結局、申立人の上記の主張も理由がない。

その他、申立人は、本件処分がされると、申立人は信用を失う結果、仮に司法書士としての業務を再開できたとしても、顧客の紹介を受ける関係先を失い、新規の顧客獲得も極めて困難となるため、申立人は事実上廃業を余儀なくされるなどとも主張しているが、以上に説示したところに加え、何ゆえ新規の顧客獲得が極めて困難となるのか、その理由はつまびらかではなく、また、このことに関する疎明もないことに照らして、この主張も理由がないといわざるを得ない。

- (3) もっとも、司法書士法51条が司法書士に対する懲戒処分をした場合に処分行政庁にその旨を官報をもって公告するよう義務付けていることによれば、申立人が本件処分を受けることにより、3か月間司法書士業務をすることができなくなり、また、本件処分をした旨の処分行政庁による官報公告がされることによって、申立人の社会的評価・信用が一定程度低下することは否めないというべきであり（ただし、その結果、申立人の司法書士生命が奪

われ、あるいは、申立人が事実上司法書士としての業務ができない状況に追い込まれるとまで認めることができないことは既に説示したとおりである。)、これらの結果、申立人が業務停止期間に応じた一定の経済的損失を被り、また、相応の精神的損害を受けるであろうことは十分に想定できるところである。しかし、懲戒処分を受けることに伴う社会的評価・信用の低下それ自体については、本案について理由があることが一見明白であるような場合や当該具体的事案の内容からみて社会的評価・信用の低下が極めて著しいような場合はともかく、後述のとおり、一般的にいつて当然に償うことのできない損害に当たるとみることはできないし、本件処分がされた後においても、その取消しの訴え等をもって本件処分の違法を争い、勝訴判決を得ることができれば、そのことを関係先に周知することで相当程度回復可能であるというべきである。また、上記の経済的損失や精神的損害については、3か月という業務停止期間に照らし、特段の疎明資料がないことにかんがみても、これが申立人に極めて重大な打撃を与えるものであり、損害賠償等によることではその回復が著しく困難であるとまで認めることはできない(申立人は、収入が途絶えるため、その生活は困窮すると主張しているが、3か月間の収入がないことによって申立人の生活が困窮することの疎明はない。))。

他方、司法書士法は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的としており(1条)、司法書士が同法又は同法に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が当該司法書士に対し懲戒処分をすることができることとして(47条)、司法書士の業務の適正を担保しようとしているのであって、当該法務局長が同法又は同法に基づく命令への違反行為があったとして懲戒処分をしようとする場合に、当該懲戒処分により当該司法書士に社会的評価・信用の低下その他の一定の損害が生じるおそれがあると

しても、そのことから直ちに当該処分 of 仮の差止めが認められることとなれば、上記司法書士法の目的の実現が害されることになる。特に、前提事実及び当事者の主張によれば、本件においては、申立人が長年にわたり不当誘致行為に当たる行為を繰り返してきたか否かが当事者間において争われているところ、仮にこれが認められるとすれば、その行為は司法書士の業務の適正の確保上、重大な支障を来すものであって、本件処分 of 仮の差止めをすることは、司法書士法の目的の実現を著しく阻害することになるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件処分によって申立人に生ずるであろう損害について、その回復の困難の程度を考慮し、当該損害の性質及び程度を勘案しても、これが申立人に極めて重大な打撃を与えるものであり、損害賠償等によることではその回復が著しく困難であるとまでは認められず、上記のような本件処分 of 内容及び性質を勘案しても、本件処分後の執行停止又は損害賠償等の事後の救済手段によるのでは救済が著しく困難又は不相当であるとは認めることができない。そして、他にこの点の疎明はないから、申立人について、本件処分がされることにより生ずる「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があると認めることはできない。

2 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件申立ては仮の差止めの要件を欠くから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成 22 年 4 月 12 日

東京地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 川 神 裕

裁判官 小 海 隆 則

裁判官 須 賀 康 太 郎

(別紙)

不利益処分の原因となる事実

1 申立人は、平成2年11月27日司法書士試験に合格し、平成6年12月 日神奈川第 号にて司法書士の登録を受けた後、同日から平成13年8月22日まで東京第 号、同日から平成18年3月10日まで神奈川第 号、同日から現在に至るまで東京第 号の登録をそれぞれ受けて、現在、東京都新宿区 ×番8号において司法書士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり、司法書士法及び東京司法書士会会則に違反する行為を行ったものである。

なお、申立人は、平成16年9月7日に司法書士法人B（以下「本件法人」という。平成18年5月1日名称を「司法書士法人C」と変更）を設立し、平成18年2月2日に退社するまで本件法人の代表社員として在籍していた。

2 申立人は、平成15年10月15日、株式会社A（以下「A」という。）との間で、Aは申立人の業務拡大のため支援指導すること、申立人はAの協力により得られた登記業務等の報酬からその20%をAに業務協力費として支払うことなどを内容とする覚書を締結し、Aから顧客の紹介を受けて登記業務等を行い、その報酬の20%に当たる業務協力費を支払っていた。

その後、申立人は、本件法人を設立したことに伴い、平成17年10月1日、本件法人の代表社員として、Aとの間で、Aから相続の登記申請を希望する顧客の紹介を受け、その対価として報酬の20%を業務協力費としてAに支払うことを内容とする提携基本契約を締結し、Aから顧客の紹介を受けて登記業務等を行い、その報酬の20%に当たる業務協力費を支払っていた。

申立人は平成18年2月2日に本件法人を退社した後、平成18年4月1日、Aから相続の登記申請を希望する顧客の紹介を受け、その対価として報酬の20%を業務協力費としてAに支払うことを内容とする基本協定（以下「D協定書」という。）を同社と締結した。申立人が平成18年4月から平成19年4月の間、

D協定書に基づき A から紹介を受けた登記申請の件数は合計 1 1 7 件 , A に支払った業務協力費の金額は約 1 9 3 万円である。